

音楽隊調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防音楽隊規程（平成4年千葉市消防局訓令（甲）第16号。以下「規程」という。）第8条の規定による音楽隊調整会議（以下「調整会議」という。）の設置及び開催に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規程で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 音楽隊の運営に関すること。
- (2) 定期演奏会に関すること。
- (3) 千葉県消防音楽隊フェスティバルに関すること。
- (4) その他音楽隊に関すること。

(組織)

第4条 調整会議は、別表に掲げる音楽隊員をもって組織する。

- 2 調整会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は隊長とし、副議長は副隊長とする。
- 4 議長は、会議を主宰する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調整会議の開催等)

第5条 調整会議は、音楽隊所管の長が招集する。

- 2 調整会議は、原則として四半期に1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、音楽隊所管の長が議長からの申出を受け、音楽隊所管の長が開催回数を変更することができる。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、関係者を調整会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、音楽隊所管において処理する。

(報告)

第8条 議長は、調整会議を開催した結果を音楽隊所管の長に報告する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は、音楽隊所管の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	職名等
議長	隊長
副議長	副隊長
	楽長
	副楽長
	各パートリーダー
	その他上記の者以外に議長が出席することが必要と認めた隊員